

平成31年 2月20日

## 平成31年 第2回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第4号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第5号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第6号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

議案第7号 福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第8号 福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第9号 福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第10号 福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第11号 福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

## 議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数  
218人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数  
553人
- 3 抹消する者の氏名等  
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日  
平成31年2月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

## 議案第5号

在外選挙人名簿に登録する者について

平成31年2月20日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数 1人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 平成31年2月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

## 議案第6号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し，選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

移替えを延期する期間

平成31年3月9日から平成31年4月7日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定による。

---

(注) ※ 移替えを延期する期間の始期は，移替最終日の翌日となる。

## 議案第7号

福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

郵便等をもって発送を開始する日  
平成31年3月20日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

## 議案第8号

福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

交付又は郵便等をもって発送を開始する日  
平成31年3月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

## 議案第9号

福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

福岡市南区塩原三丁目25番1号  
福岡市南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の規定による。

## 議案第10号

福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目25番1号  
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成31年3月21日 午後6時から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

---

(注) ※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第5項の規定により、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。



## 議案第11号

福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

平成31年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

---

(注) ※ 上記2のくじの順序が、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の掲示の掲載順序となる。

南区  
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成31年1月18日			抹消									移替						年月日 での補正登録	平成31年2月20日			在外選挙人登録者数													
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消				新規登録者数			登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1 大楠西	2,374	3,007	5,381	0	2	2	8	11	19	8	13	21	7	19	26	13	15	28	0	0	0	0	0	0	2,360	2,998	5,358									
2 大楠東	1,952	2,300	4,252	2	2	4	7	13	20	9	15	24	15	14	29	13	15	28	0	0	0	0	0	0	1,945	2,284	4,229									
3 西高宮	2,806	3,354	6,160	3	1	4	2	3	5	5	4	9	10	10	20	14	16	30	0	0	0	0	0	0	2,797	3,344	6,141									
4 長丘	3,882	4,664	8,546	3	12	15	3	4	7	6	16	22	7	11	18	9	13	22	0	0	0	0	0	0	3,874	4,646	8,520									
5 長住	3,128	4,002	7,130	3	4	7	4	6	10	7	10	17	6	11	17	6	9	15	0	0	0	0	0	0	3,121	3,994	7,115									
6 西長住	1,442	1,757	3,199	2	2	4	3	3	6	5	5	10	5	5	10	8	10	18	0	0	0	0	0	0	1,434	1,747	3,181									
7 西花畑	2,847	3,187	6,034	5	4	9	5	5	10	10	9	19	9	13	22	11	12	23	0	0	0	0	0	0	2,835	3,179	6,014									
8 皿山	1,898	2,210	4,108	2	5	7	3	4	7	5	9	14	12	11	23	5	6	11	0	0	0	0	0	0	1,900	2,206	4,106									
9 花畑第一	3,087	3,508	6,595	2	4	6	4	9	13	6	13	19	10	10	20	11	10	21	0	0	0	0	0	0	3,080	3,495	6,575									
10 花畑第二	1,736	2,116	3,852	1	1	2	4	6	10	5	7	12	7	10	17	6	8	14	0	0	0	0	0	0	1,732	2,111	3,843									
11 柏原	3,536	4,044	7,580	6	7	13	4	2	6	10	9	19	5	1	6	4	12	16	0	0	0	0	0	0	3,527	4,024	7,551									
12 東花畑	2,414	2,811	5,225	2	5	7	5	5	10	7	10	17	6	5	11	9	5	14	0	0	0	0	0	0	2,404	2,801	5,205									
13 野多目南	1,717	2,075	3,792	0	2	2	2	2	4	2	4	6	2	7	9	5	5	10	0	0	0	0	0	0	1,712	2,073	3,785									
14 三宅第一	3,445	3,867	7,312	8	6	14	8	7	15	16	13	29	11	14	25	11	9	20	0	0	0	0	0	0	3,429	3,859	7,288									
15 三宅第二	3,038	3,769	6,807	4	2	6	11	11	22	15	13	28	9	9	18	12	16	28	0	0	0	0	0	0	3,020	3,749	6,769									
16 筑紫丘第一	2,347	2,878	5,225	1	3	4	7	5	12	8	8	16	11	11	22	8	8	16	0	0	0	0	0	0	2,342	2,873	5,215									
17 筑紫丘第二	1,054	1,278	2,332	1	0	1	1	0	1	2	0	2	15	14	29	14	15	29	0	0	0	0	0	0	1,053	1,277	2,330									
18 東若久	2,851	3,299	6,150	4	3	7	6	2	8	10	5	15	12	6	18	4	11	15	0	0	0	0	0	0	2,849	3,289	6,138									
19 若久	3,374	4,232	7,606	4	4	8	15	13	28	19	17	36	18	21	39	19	16	35	0	0	0	0	0	0	3,354	4,220	7,574									
20 玉川第一	3,738	4,871	8,609	4	1	5	17	18	35	21	19	40	21	21	42	19	30	49	0	0	0	0	0	0	3,719	4,843	8,562									
21 玉川第二	1,710	2,251	3,961	0	1	1	7	11	18	7	12	19	13	11	24	8	12	20	0	0	0	0	0	0	1,708	2,238	3,946	1	0	1	0	0	0	45	73	118
22 玉川第三	3,167	3,492	6,659	7	1	8	9	7	16	16	8	24	19	16	35	17	20	37	0	0	0	0	0	0	3,153	3,480	6,633	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,163	3,724	6,887	1	3	4	8	12	20	9	15	24	9	19	28	13	13	26	0	0	0	0	0	0	3,150	3,715	6,865									
24 宮竹第一	3,339	3,453	6,792	2	3	5	16	21	37	18	24	42	11	11	22	12	10	22	0	0	0	0	0	0	3,320	3,430	6,750									
25 宮竹第二	1,928	2,016	3,944	1	2	3	7	6	13	8	8	16	2	6	8	6	6	12	0	0	0	0	0	0	1,916	2,008	3,924									
26 高木	1,821	1,979	3,800	0	1	1	7	3	10	7	4	11	5	5	10	5	9	14	0	0	0	0	0	0	1,814	1,971	3,785									
27 井尻第一	986	1,054	2,040	1	0	1	3	2	5	4	2	6	3	1	4	5	9	14	0	0	0	0	0	0	980	1,044	2,024									
28 井尻第二	1,172	1,295	2,467	1	3	4	3	5	8	4	8	12	7	6	13	2	1	3	0	0	0	0	0	0	1,173	1,292	2,465									
29 日佐	2,761	2,942	5,703	5	2	7	6	9	15	11	11	22	14	11	25	5	6	11	0	0	0	0	0	0	2,759	2,936	5,695									
30 大池	1,741	2,029	3,770	1	3	4	7	3	10	8	6	14	1	3	4	6	16	22	0	0	0	0	0	0	1,728	2,010	3,738									
31 寺塚	1,886	2,304	4,190	3	5	8	7	4	11	10	9	19	3	3	6	9	4	13	0	0	0	0	0	0	1,870	2,294	4,164									
32 東高宮	3,654	5,061	8,715	2	3	5	19	17	36	21	20	41	12	20	32	13	12	25	0	0	0	0	0	0	3,632	5,049	8,681									
33 横手	3,302	3,576	6,878	1	4	5	16	25	41	17	29	46	11	14	25	12	13	25	0	0	0	0	0	0	3,284	3,548	6,832									
34 野多目北	2,546	2,999	5,545	0	2	2	1	4	5	1	6	7	6	7	13	2	8	10	0	0	0	0	0	0	2,549	2,992	5,541									
35 鶴田	2,804	3,127	5,931	1	1	2	3	5	8	4	6	10	4	4	8	17	12	29	0	0	0	0	0	0	2,787	3,113	5,900									
36 老司	3,262	3,835	7,097	3	8	11	10	6	16	13	14	27	11	15	26	6	6	12	0	0	0	0	0	0	3,254	3,830	7,084	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	2,336	2,844	5,180	5	6	11	8	10	18	13	16	29	8	11	19	1	5	6	0	0	0	0	0	0	2,330	2,834	5,164	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
38 弥永西	3,254	3,618	6,872	5	4	9	11	7	18	16	11	27	14	11	25	17	14	31	0	0	0	0	0	0	3,235	3,604	6,839									
計	97,498	114,828	212,326	96	122	218	267	286	553	363	408	771	351	397	748	357	417	774	0	0	0	0	0	0	97,129	114,400	211,529	1	0	1	0	0	0	50	79	129